

北海道立オホーツク流水科学センター指定管理者候補者決定基準

I 申請資格等及び選定の基準等

(1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。なお、確認基準日は、当該申請のあった日とする。

- ア 北海道内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体であること
- イ 道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと

(2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「指定手續条例施行規則」という。）第5条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものは、欠格とする。なお、確認基準日は、申請期間終了後、北海道立オホーツク流水科学センター指定管理者候補者選定委員会において申請資格等審査（申請の形式的な要件に係る審査）を行う日とする。

＜指定手續条例施行規則第5条＞

（欠格事項）

第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 道における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - ア 道の知事
 - イ 道議会の議員

(3) 負担金限度額

道が、指定期間における北海道立オホーツク流水科学センター（以下「本施設」という。）の指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金は、総額で396,005,000円を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、道が支払う負担金収入の総額が、記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とする。

(4) その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 申請者が本施設について複数の申請をしている場合
 - ① 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請した場合
 - ② コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合
- イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

- ① 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの
- ② 記載事項及び添付に不備があるもの
 - a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
 - b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの
 - c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

II 選定基準及び審査の項目

(1) 選定基準

ア 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手続条例」という。）第4条第1号から第4号までに規定するもの及び同条第5号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

＜指定手続条例4条＞

（選定）

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

イ 本施設の性質又は目的に応じて定める基準

指定手続条例第4条第5号の規定に基づき、本施設の性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりとする。

流水及び海洋に関する科学的知識の普及を図り、オホーツク圏の自然と生活文化に対する理解を深めること。

(2) 審査項目

指定手続条例施行規則第4条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「審査項目」という。）は、Ⅲ(2)の必須項目審査及びⅢ(3)の加点項目審査に係る審査項目の2種類とする。

III 審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

表1に示す申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表2に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

(3) 加点項目審査

ア 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表3に示す審査項目ごとにイに示す評価方法により審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、道が本事業に対して申請

者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定したものである。

イ 評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「加点審査項目に係る評価事項の視点」に基づき審査し、表4（評価方法）に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までを有効数値とする。

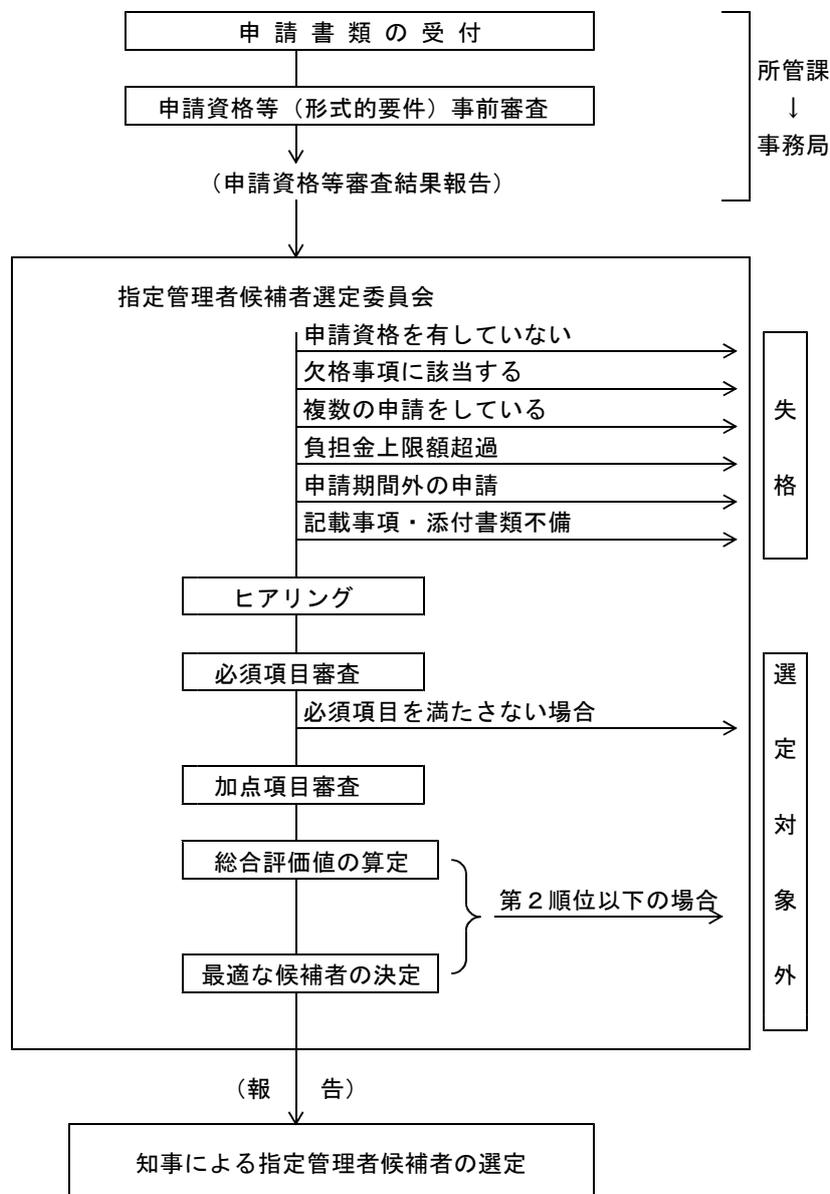
(4) 最適な候補者の選定

選定委員会において、加点項目審査の結果に基づく順位付けを行い、選定委員会運営要領第5条に定める方法により、最適な候補者を決定し、知事に報告する。

知事は、選定委員会の報告を踏まえて最適な候補者を選定する。

<参考>

指定管理者候補者決定までの事務の流れ



【表1】申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

申請資格等（形式的要件）審査項目				
① 申請資格を有していること ② 欠格事項に該当しないこと ③ 複数の申請をしていないこと ④ 収支計画書に記載された負担金の総額が、公募要項に記載した上限額以下であること ⑤ 申請書類が申請期間内に持参又は郵送により所定の提出先に提出されていること ⑥ 申請書類の記載事項に不備がないこと } ※注1				
申 請 資 格			単 体	コンソーシアム (構成員)
説 明				
ア	団体であること。	法人であるかどうかは問わない。	○	○
	北海道内に事業所又は事務所を有すること。	本店や主たる営業所に限定しない。	○	○ ※注2
イ	道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。		○	○
欠 格 事 項			単 体	コンソーシアム (構成員)
ア	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体		○	○
イ	団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 ① 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ③ 道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者		○	○
ウ	破産宣告を受けた法人又は精算法人		○	○
エ	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人 a) 道の知事 b) 道議会の議員		○	○

※注1 申請書類の補正等を求める場合は、申請期間内に、期間を定めて行います。

注2 コンソーシアムの場合については、コンソーシアムのすべての構成団体が申請資格を有し、欠格事項に該当しないこととします。

【表2】 必須項目審査に係る審査項目

選 定 基 準	必 須 項 目	適 合 状 況 (主な審査資料)
① 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。	<p>【平等利用の確保】</p> <p>a) 利用の承認及び利用料金の額その他の利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと。</p>	(業務計画書)
② 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	<p>【法令等の遵守】</p> <p>a) 設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと。</p>	(業務計画書)
	<p>【利用者数の見込み】</p> <p>b) 要求水準で示した事業等が実施される計画内容であること</p> <p>c) 施設利用者数の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしていること。</p>	(業務計画書)
	<p>【道全体として取り組むべき課題への対応】</p> <p>d) 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」の1～5及び7～9に示されている温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が確認できること</p> <p>e) ICT（情報通信技術）を活用した利用者の利便性向上のための取組が確認できること</p>	(業務計画書)
③ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	<p>【法令遵守能力等】</p> <p>a) 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること。</p>	(定款・寄附行為、規約、申立書等)
	<p>b) 役員等（法人でない団体にあつては、代表者）に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがないこと</p>	(誓約書等)
	<p>c) 団体又は役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと</p>	(役員名簿・誓約書等)
	<p>d) 社会保険等の届出義務を履行していること</p>	(社会保険等届出義務履行証明書等)
	<p>【資産及び財務の状況】</p> <p>e) 過去1年間における著しい資産の減少又は収支の悪化により、施設管理運営に支障をきたさないと認められること</p> <p>f) 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと</p>	(財務関係資料) (納税証明書)
④ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られ	a) 業務計画と収支計画が整合していること。	(業務計画書、収支計画書)

るものであること。		
⑤（知事が施設の性質又は目的に応じて定める基準） 流水及び海洋に関する科学的知識の普及を図り、オホーツク圏の自然と生活文化に対する理解を深めること。	a) 多様な資料の収集が行われるものであること。 b) 資料の調査研究に必要な専門知識を有する職員を配置できること。 c) 流水等に関する講演会、企画展等の開催が提案されていること。 d) 地域住民の文化活動等の開催について、援助を行うこと。	(業務計画書、収支計画書)

※申請書で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認します。

【表3】加点点目審査に係る審査項目及び配点表

	審査項目	配点
条例第4条関係(一)号から四号)	1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。	(5点)
	① 施設の利用にあたり、利用者の平等利用を確保できること。	5
第4条(五)号)	2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	(20点)
	① 管理運営の基本方針や運営面の方策が、公の施設の目的、関係法令等と整合性が図られたものであること。	5
	② 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。	5
	③ 施設利用者の利便が図られ、質の高いサービスの提供が期待できること。	5
	④ 地域住民等との協働の効果を生かした施設づくりが期待できること。	5
第4条(五)号)	3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	(15点)
	① 業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること。	5
第4条(五)号)	② 業務処理を安定して行うための能力を有していること。	10
	4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	(25点)
第4条(五)号)	① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。	20
	② 収支計画書の内容が適切であること。	5
	5 施設の性質又は目的に応じて定める基準 流水及び海洋に関する科学的知識の普及を図り、オホーツク圏の自然と生活文化に対する理解を深められるものであること。	(35点)
	① 多様な資料の収集、保管、展示が行われるものであること。	5
	② 資料の調査研究に必要な専門知識を有する職員を配置できること。	10
第4条(五)号)	③ 流水等に関する講演会、企画展等の開催が提案されていること。	10
	④ 地域住民が行う文化活動の開催について、地域住民のニーズを踏まえた援助を行うこと。	10
合 計		100

【表4】評価方法

	加点項目審査に係る提案内容評価の判断基準	評価レベル	得点化方法
定性的評価項目に対する五段階評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づき、非常に的確である。 ○ 提案内容が有効性、合理性の点で非常に優れている。 ○ 提案内容が具体性、斬新性の点で非常に優れている。 	A	配点×1.00
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づき、的確である。 ○ 提案内容が有効性、合理性の点で優れている。 ○ 提案内容が具体性、斬新性の点で優れている。 	B	配点×0.75
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案内容に当該評価項目についての理解・認識が認められる。 ○ 提案内容に有効性、合理性が認められる。 ○ 提案内容に具体性、斬新性が認められる。 	C	配点×0.50
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案内容に当該評価項目についての理解・認識があまり認められない。 ○ 提案内容に加点水準までの有効性、合理性があまり認められない。 ○ 提案内容に加点水準までの具体性、斬新性があまり認められない。 	D	配点×0.25
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該評価項目についての理解・認識はあるが提案内容が加点水準まで達していない。 ○ 提案内容に加点水準までの有効性、合理性が認められない。 ○ 提案内容に加点水準までの具体性、斬新性が認められない。 	E	配点×0.00
価格に対する評価	<p>○ 申請者中、収支計画書の「道が支払う管理費用の総額（総支出額から利用料金収入を差し引いた額（5ヶ年の総額）」が予定価格の範囲内で最低額の者を1位とし、配点を満度に付与する。 他の申請者の得点は、以下の「最低入札価格除算方式」により算出する。</p> <p><算出例> （最低入札価格除算方式） 配点が20点の場合 Aグループ：道が支払う管理費用総額 50,000千円（最低価格1番札） 得点は満点の20点 Bグループ：道が支払う管理費用総額 55,000千円（2番札） 得点は18.18点 $20点 \times 50,000千円 \div 55,000千円$ $= 18.181点 \div 18.18点$ （小数点以下第3位四捨五入）</p>		

加算審査項目に係る評価事項の視点

得点化に当たっては、各審査項目ごとに次に示す評価事項の視点から審査を行い、各評価事項の達成率（満足度）に応じて、評価を行う。

ただし、4の①の「管理費総額」に関する評価事項については、表4「価格に対する評価方法」の「単位価格控除方式」による。

【評価事項の視点】

- 1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。 5点

① 施設の利用にあたり、利用者の平等利用を確保できること。〔配点5点〕

（評価事項）

- a 特定の個人、団体を優先することにならない。
- b 職員による不平等な取扱いの防止策が明記されている。
- c その他、平等利用を確保するための具体的手法が盛り込まれている。

- 2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 20点

① 管理運営の基本方針や運営面の方策が、公の施設の目的、関係法令等と整合性が図られたものであること。〔配点5点〕

（評価事項）

- a 管理運営の基本方針がオホーツク流氷科学センターの目的に合致している。（設置条例）
- b 行為の禁止に対する具体的な方策が盛り込まれている。（設置条例）
- c 個人情報（公の施設の管理に係るものに限る。）の適正な管理のための措置が講じられている。
（北海道個人情報保護条例）
- d 防火管理者を定めるほか防火管理上適切な措置が盛り込まれている。（消防法）
- e 生活環境保全、ゴミの減量化、その他公衆衛生の向上に関する方針が示されている。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

② 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。〔配点5点〕

（評価事項）

- a 公平性、合理性が図られ、利用しやすい料金設定となっている。
- b 増収見込み額の算定が的確である。
- c 展示室・多目的ホール等の利用について、具体的な利用促進策が提案されている。
- d 地元自治体等と連携するなど、広報に係る効果的な提案がなされている。
- e 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な利用促進方策が提案されている。
- f その他、収入増加に関する優れた提案がなされている。
- g 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」以外の温室効果ガスの排出抑制に向けた自主的な取組が提案されている。
- h 利用者の利便性向上のため、施設利用に係る申請など手続きについてオンライン化やキャッシュレス決済の導入などが予定（実施）されている。

③ 利用者の利便が図られ、質の高いサービスの提供が期待できること。〔配点5点〕

（評価事項）

- a 利用者ニーズを的確に把握し、管理運営に反映させる取組が提案されている。
- b インターネットを活用するなど情報提供サービス（施設内容、行事内容等）が充実している。
- c 幼児、身障者、老人への配慮に関する提案がなされている。
- d パンフレットの外国語表示など、外国人への配慮に関する提案がなされている。
- e その他、利用者へのサービス提供への配慮について優れた提案がなされている。

④ 地域住民等との協働の効果を生かした施設づくりが期待できること。〔配点5点〕

(評価事項)

- a 効果的・効率的な施設の管理運営につながる協働事業が提案されている。
- b 参加インセンティブが高まる利用者にとって魅力ある協働事業が提案されている。
- c 利用者にとって生活文化や科学的知識の啓発につながる協働事業が提案されている。
- d その他、利用者、ボランティアとの協働に係る優れた事業提案がなされている。

3 業務計画に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。

15点

① 業務処理に必要な人員の配置及び技術・能力の育成に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること。〔配点5点〕

(評価事項)

- a 利用者の安全確保、充実したサービスを効果的に実施できるスタッフ体制である。
- b 定期的な研修等、職員の資質の向上のための教育が計画されている。
- c 専門的な知識を必要とする業務に適切な人員が配置できる。
- d 緊急時に適切な対応ができるスタッフ体制である。
- e その他、機動的な組織体制に関する優れた提案がなされている。

② 業務処理を安定して行うための能力を有していること。〔配点10点〕

(評価事項)

- a 団体の財務諸表等により、業務を安定して行うための十分な資金力が確認できる。
- b 直接、間接を問わず、類似施設の管理運営実績が複数年あり、業務の経験を生かすことが期待できる。
- c 直接、間接を問わず、施設・設備等保守業務の実績が複数年あり、業務の経験を生かすことが期待できる。
- d その他、業務処理を安定して行うための優れた提案がなされている。
<注記> 実績については、業務内容に類似性が認められるものも評価の対象とする。

4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

25点

① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。〔配点20点〕

(評価事項)

- a 道が支払う管理費用の額（総支出額から利用料金収入を差し引いた額）が、より安価なものである。

② 収支計画書の内容が適切であること。〔配点5点〕

(評価事項)

- a 管理運営に係る具体的なコスト縮減の方策が適切である。
- b 各種費用の積算内容が適切であり、業務処理を安定して行うために、全体として無理のない収支計画である。
- c 施設設備の維持管理に関する考え方が適切である。
- d 光熱水費等の節約等省エネ、リサイクル、環境に対する配慮(地球温暖化対策)に関する提案がなされている。

5 施設の性質又は目的に応じて定める基準

流水及び海洋に関する科学的知識の普及を図り、オホーツク圏の自然と生活文化に対する理解を深められるものであること。

35点

① 多様な資料の収集、保管、展示が行われるものであること。〔配点5点〕

(評価事項)

- a 具体的かつ効果的な資料の収集方策が提案されている。

- ② 資料の調査研究に必要な専門知識を有する職員を配置できること。〔配点10点〕
(評価事項)
- a 資料の調査研究に必要な専門知識を有する職員を配置できる。
 - b 調査研究にあたり、関連施設との協力、連携体制が確保できる。
- ③ 流氷等に関する講演会、企画展等の開催が提案されていること。〔配点10点〕
(評価事項)
- a 事業の開催内容が管理の目標と整合性があり、実効的な事業が提案されている。
 - b 流氷等に関する講演会、企画展等の自主企画事業も提案されている。
- ④ 地域住民が行う文化活動の開催について、地域住民のニーズを踏まえた援助を行うこと。〔配点10点〕
(評価事項)
- a 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。
 - b 地域住民のニーズを踏まえ、柔軟に対応できる体制となっている。